

利用者負担額の多子軽減制度について

多子軽減制度とは、就学前の児童通所支援利用児童について、兄または姉がおり、一定の要件を満たす世帯に対し、第2子以降の当該児童に係る利用料を軽減する制度です。

市町村民税課税世帯のうち、生計を同じくする兄または姉（市町村民税所得割の合算額が77,101円以上の世帯は、保育所等に通う兄または姉）がいる世帯に対し、児童通所支援の利用者負担額が減額されます。

対象となる児童

市町村民税課税世帯の児童で、世帯の市町村民税所得割の合算額に応じた、次の①または②の世帯構成要件を満たす方

- ① 所得割合算額が77,101円以上の世帯で、兄または姉が保育所等（※）に通う就学前の児童通所支援を利用する児童。
- ※ 保育所等：保育所、幼稚園、認定こども園、児童通所支援、特別支援学校の幼稚部、情緒障害児短期治療施設、特例保育、家庭的保育事業等
- ② 所得割合算額が77,101円未満の世帯で、保護者と生計を同一にする兄または姉がいる就学前の児童通所支援を利用する児童。

対象サービス

児童発達支援、保育所等訪問支援

※ 放課後等デイサービスは対象外となりますのでご注意ください。

軽減後の利用料

利用料とは、サービス利用に要した費用（総費用額）の10/100の額（利用者負担額）と世帯収入に応じて設定される月ごとの負担上限額（利用者負担上限月額）を比較して低い額のことです。

多子軽減措置とはこのうち、利用者負担額が次のとおり軽減されることです。

多子軽減対象区分	軽減後の利用料
第2子	サービス利用に要した費用（総費用額）の5/100の額（軽減前の半額）と負担上限月額を比べて低い額
第3子以降	0円

- ※ 利用者負担上限月額は受給者証に記載されています（4,600円または37,200円のいずれか）
- ※ 戸籍上の「第2子」、「第3子」とは異なる場合があります。
- ※ おやつ代や教材費等の実費負担分は軽減の対象となりません。

支給申請の流れ

サービスを利用する前に多子軽減措置の適用手続きを行い、サービス利用時には軽減後の利用者負担額を支払うこととなります。

多子軽減措置に該当する方は次の書類を、我孫子市子ども相談課へ提出してください。

- 児童通所給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書
- 【所得割合算額が 77,101 円以上の世帯の場合】 兄または姉の通園証明書
- 【所得割合算額が 77,101 円未満の世帯の場合】 住民基本台帳上、同一世帯に兄または姉がいることが確認できる場合には、通園証明書等の提出は必要ありません。

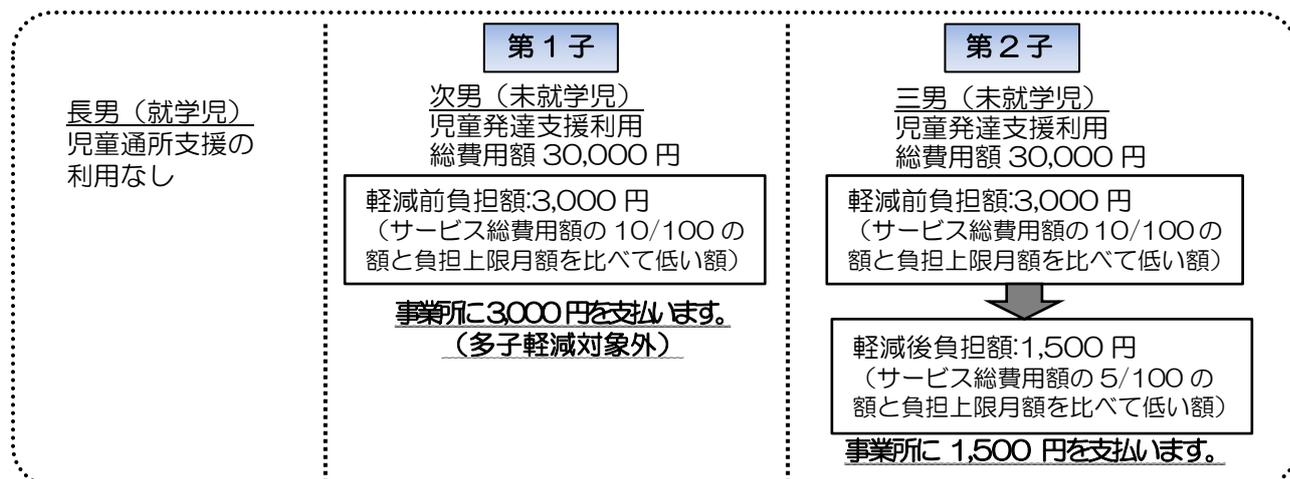
※ ただし、住民基本台帳上別の世帯に生計を同じくする兄または姉がいる場合は、書類の提出が必要となります。

審査の上、対象となる場合は新しい「児童通所受給者証」が交付されます。

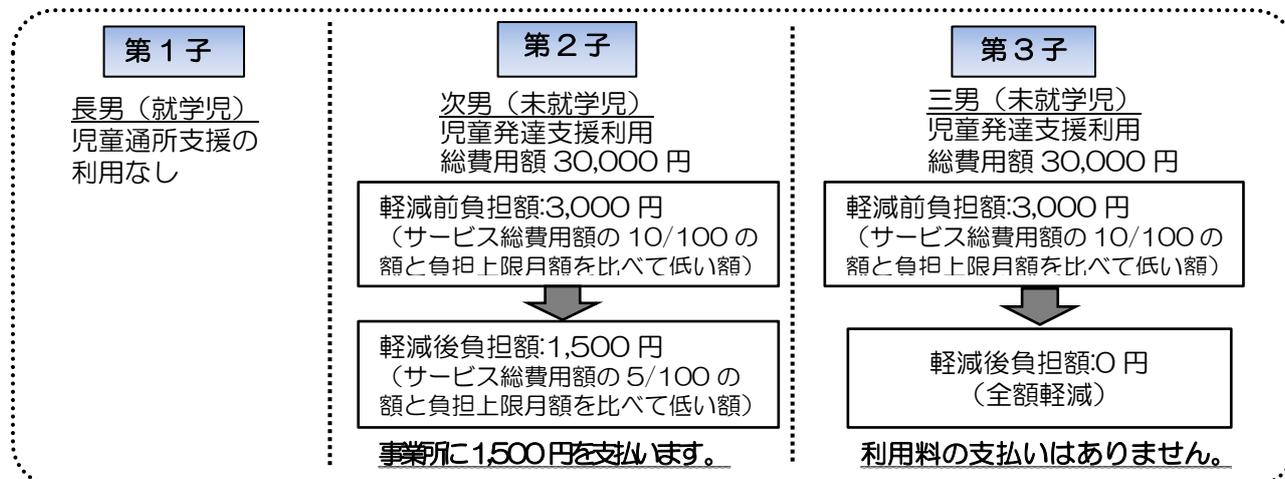
新しい児童通所受給者証を利用中の事業所へ提出してください。

軽減例

① 市町村民税所得割の合算額が 77,101 円以上の世帯（負担上限月額 4,600 円）



② 市町村民税所得割の合算額が 77,101 円未満の世帯（負担上限月額 4,600 円）



<問い合わせ先> 我孫子市役所 子ども相談課 児童発達支援担当
TEL: 04-7185-1111 (内線 848) FAX: 04-7183-3445